



輸出産地形成・育成に向けた

フラッグシップ輸出産地

の募集を開始します



フラッグシップ輸出産地とは？

海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定します

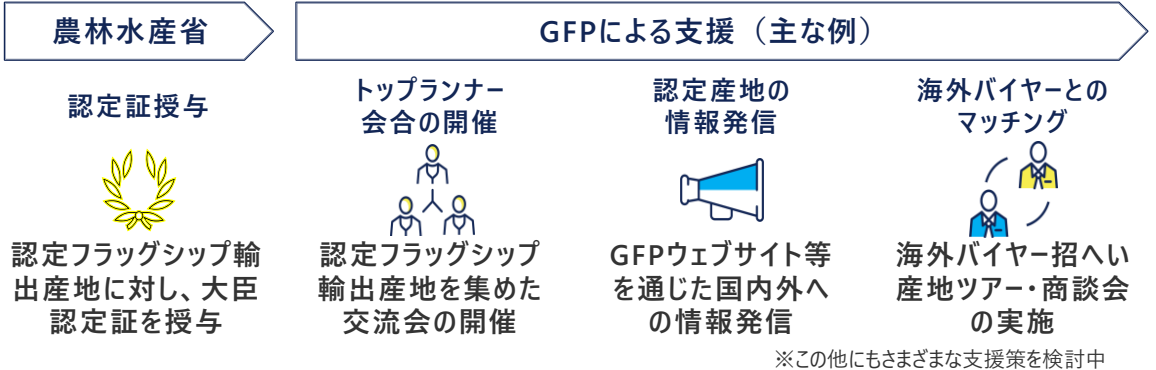
目的・概要

「フラッグシップ輸出産地」として認定された産地は、これから輸出に取り組む産地の手本として、その取組を横展開することで、輸出産地の形成を促進します。また、認定された「フラッグシップ輸出産地」に対しては、その更なる拡大・発展を後押しする支援を行います。

産地選定基準 (裏面参照)

- 次に掲げる要件（１）～（３）のすべてを満たしていること
- （１）輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出を行っていること
 - （２）一定の量又は金額の輸出実績があること
 - （３）サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出を行っていること

産地認定のメリット



募集期間

2024年4月19日(金)～2024年5月31日(金)

- ・選考にあたっては、選定基準（裏面）をもとに総合的に判断いたします
- ・結果については、応募時にご登録いただいたE-mailアドレスへお送りします

応募用HPはこちら



応募様式に必要事項を記載の上、webフォームよりお申込みください

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/flagship_yusyutsu.html

※GFP未登録の方は公式ページ(裏面QRまたは<https://www.gfp1.maff.go.jp/>)よりご登録をお願いいたします。

フラッグシップ輸出産地（農畜産物）の選定基準

要件	詳細
①輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出	<ul style="list-style-type: none"> 対象とする輸出先国・地域の規制※1・ニーズ等※2に対応した輸出向け生産・流通に取り組んでいること <p>※1:輸出先国が求める動植物検疫の規制や残留農薬基準値、衛生管理への対応等 ※2:有機栽培やGAP等の認証や相手先国バイヤーの要望に応じた品種の輸出、鮮度保持技術の導入等</p>
②一定の量又は金額の輸出実績	<ul style="list-style-type: none"> 以下に示す一定量又は金額の輸出実績があること <p>青果物：直近1年間の輸出額が3,000万円以上 米：直近1年間の輸出量が1,000t以上 茶：直近1年間の輸出額が10,000万円以上 花き：直近1年間の輸出額が2,000万円以上 牛肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上 豚肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上</p> <p>鶏肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が50t以上（ブロイラーのみ） 10t以上（地鶏に取り組む場合）※3 鶏卵：直近3年間のいずれかの年の輸出量が250t以上※3 牛乳乳製品：直近1年間の輸出量が100t以上</p> <p>※3:シンガポール・EU向けについてはより高度な基準を満たす必要があるため、実際の輸出量に10を乗じた数量を上記の選定基準と比較するものとする</p>
③サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出	<ul style="list-style-type: none"> 2年以上継続的に輸出に取り組んでいること 上記期間中いずれかの年に2か国（地域）以上に輸出を行っていること

※ 応募要件の詳細は、フラッグシップ輸出産地選定実施要領をご確認ください。

理念

～Place the flag seen from the world（世界へ向けて旗を立てる）～
 海外で日本産の農林水産物を求めている人がいる

それはなぜか？

おいしいから、健康的だから、新鮮だから、安全だから、
 美しいから、多種多様だから、等々
 きっとそういうところに魅力を感じている

それを作っているのは誰か？

日本にはクラフトマンシップあふれる生産者がたくさんいる
 古来から四季や風土に根ざし、愛情込めて丁寧に
 海外の人に食べてもらいたいと思って作っている

そういう人たちを海外の人に紹介したい
 産地もそれを望んでいる

そういった思いを胸に仲間たちと輸出に取り組む旗手となる産地、
 それがフラッグシップ輸出産地

問
合
せ
先

農林水産省 輸出支援課 輸出産地形成室



gfp@maff.go.jp



03-6744-7172



GFP公式ホームページ
<http://www.gfp1.maff.go.jp/>



公式Facebookページ
<https://www.facebook.com/maff.gfp/>

